

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター  
札幌圏雇用センサス 2020年3月の相談状況

「当節、労働者を守るのは労働者、自助・共助そして学習につきる！」

1. 2020年3月相談概況

年 月 \ 項 目	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり相談件数（件）
2020年 3月	85人	125件	1.47件
2020年 2月	77人	108件	1.40件
2019年 3月	71人	100件	1.41件

- (1) 相談者の状況 資料-1 「2020年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
 資料-2 「2020年3月 相談件数 (雇用形態別)」  
 資料-3 「2020年3月 相談者数 (雇用形態・男女、業種別)」  
 資料-4 「2020年3月 相談件数 (業種別)」

【雇用形態別 相談者数・相談件数・1人当たり相談件数】

	男	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	43	35	4	2	1	0	0	0	1	0
件 数	59	47	4	4	3	0	0	0	1	0
計	1.37	1.34	1.00	2.00	3.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00

	女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	42	14	8	15	1	0	0	2	2	0
件 数	66	22	13	25	1	0	0	3	2	0
計	1.57	1.57	1.63	1.71	1.00	0.00	0.00	1.50	1.00	0.00

	男女	社員	契約	パート	臨時 アルバイト	嘱託	季節	派遣	求職者	その他
人 数	85	49	12	17	2	0	0	2	3	0
件 数	125	69	17	29	4	0	0	3	3	0
計	1.47	1.41	1.42	1.71	2.00	0	0	1.50	1.00	0.00

- ① 3月の相談者数は男女ほぼ同数ですが相談件数では女性がやや上回りました。  
 雇用形態別に検証すると、社員からの相談内容が人数・件数共に約60%を占め

ています。期限付き雇用契約社員（「契約、パート、臨時・アルバイト、嘱託、季節、派遣」の総称、以下同じ）からの相談は契約社員、パートタイマー・アルバイト及び派遣労働者によるものが大半で、女性パートタイマーの相談件数の高数値が目立ちます。

- ② 業種別相談状況では「社会福祉・介護業」（17人・23件）、「卸・小売業・飲食店」（16人・22件）、「その他サービス業」（13人・19件）、及び「宿泊・娯楽業」（9人・13件）からの相談が多く、以下の表のとおり全体の6割以上を占めています。

【業種別・雇用形態別 相談者数／業種別相談件数】

	相談 人数計	社員	契約	パート	アル バイト	嘱託	季節	派遣	その他	相談 件数	1人/ 件数
A 農林水産業合											
B 鉱石・砕石業											
C 建設・設計・重機業	4	3		1						9	2.25
D 食品製造業	3	3								6	2.00
E その他製造業	1			1						3	3.00
F エネルギー・水道業											
G 通信・報道・IT業	2	1	1							2	1.00
H 交通業	1				1					1	1.00
I 陸運・倉庫業	4	4								5	1.25
J 卸・小売業・飲食店	16	5	2	5	1			1	2	22	1.38
K 商品斡旋・リース業											
L 金融・保険業	1	1								1	1.00
M 不動産業	3	2	1							5	1.67
N 医療・福祉・医薬品業	3	3								6	2.00
O 社会福祉・介護業	17	12	3	2						23	1.35
P ビル管理・警備業	5	3	1	1						5	1.00
Q 労働者派遣業											
R 教育・学習支援業	1	1								3	3.00
S 会計・行政・法律事務所											
T 宿泊・娯楽業	9	3	1	5						13	1.44
U 複合サービス業											
V その他サービス業	13	7	3	2				1		19	1.46
W 廃棄物処理業											
X 公務・公共サービス											
Y 分類不能・その他	2	1							1	2	1.00
合計	85	49	12	17	2			2	3	125	1.47

「社会福祉・介護業」からの相談は就業規則・雇用契約の不利益変更・契約不履行を中心に多岐にわたっています。就業規則・雇用契約を遵守しない、長時間労働の強要及び賃金不払いの相談が目立ちます。

「卸・小売・飲食店」から寄せられる相談内容には就業規則・雇用契約の不利益変更が、「労働時間関係」及び「雇用関係」に影響して、労働条件劣化・雇用喪失の要因となっている状況が多く見られます。「その他サービス業」では「労働組合関係」を除く全の項目について相談が寄せられ、その根本には就業規則・雇用契約の一方的不利益変更が見られます。また、3月初めころからは飲食店を中心に新型コロナウイルス感染症関連の相談が寄せられています。

「宿泊・娯楽業」では新型コロナウイルス感染症の影響が観光産業に大きなダメージをもたらしていることから、ホテルに関係する職種から多くの相談が寄せられました。予約キャンセルに伴うシフト見直し、出勤停止・契約解除にまで及んだという内容の他、これを機に扱いにくい従業員への退職圧力を強めるといった相談も寄せられました。

- (2) 相談項目について 資料-2 「2020年3月 相談件数 (雇用形態別)」  
 資料-4 「2020年3月 相談件数 (業種別)」  
 資料-5 「2020年・月別集計 相談件数 (相談項目別)」

寄せられた相談項目は次のとおりです。

「労働契約関係」	39件 (就業規則・雇用契約26件 その他契約11件 配転・出向・転籍2件)
「賃金関係」	23件 (不払残業・割増未払11件 その他賃金10件 一時金諸手当1件 月例賃金未払1件 )
「労働時間関係」	20件 (年次有給休暇13件 休日・休暇2件 その他労働時間3件 週40時間・長時間労働2件)
「雇用関係」	16件 (解雇・退職強要・契約打切12件 休業補償3件 解雇予告手当1件)
「退職関係」	7件 (退職金・退職手続き5件 定年問題 1件 その他退職1件)
「労働安全衛生」	7件 (労働災害6件 その他安全衛生1件 )
「差別等」	4件 (嫌がらせ・パワハラ4件 )
「その他」	4件 (経営問題・労務管理1件 上記以外の相談3件)
「保険・税」	3件 (雇用・労災1件 健保・年金2件)
「労働組合関係」	2件 (労使関係2件 )
相談件数合計	125件

「労働契約関係」、「賃金関係」、「労働時間関係」及び「雇用関係」の相談が全相談件数の約8割(98件)を占めました。相談の中心は労働契約関係であり、就業規則・雇用契約内容の不履行や一方的不利益変更が、賃金未払を発生させ、解雇・退職強要にまで進み、退職手続き等の退職関係の問題にも及んでいます。労働時間の関係では年次有給休暇の取得妨害等の労働基準法違反が相談として寄せられています。また、36協定に関係する従業員代表の選出を事業主指名で済ませるといった事例

についての相談も複数寄せられています。

「労働安全衛生」に関する相談が「労働災害」の内容に特化しているのは要注意の状況です。これまで、長時間労働を原因とする脳神経に関する労働災害が相談の大半でした。これが、3月では、職場内の暴行や外科的事故及び通勤災害が多く、職場復帰後の就業環境についての不具合が相談の大半となっています。

2月後半には北海道鈴木知事が新型コロナウイルス感染症の被災状況を重大視し緊急事態宣言を以って道民に行動自制を喚起しました。この後、3月に入り「宿泊・娯楽業」「卸・小売・飲食店」を中心に業況が極端に悪化したことから雇用問題が社会問題化し始めています。3月の相談では正社員の雇用を確保するため、期限付き雇用契約社員の雇用を調整するという従来の手法が執られ相談事案となっています。

### (3) 相談内容の違法状況について

資料－6	2020年3月	違法件数（相談項目・雇用形態別）
資料－7	2020年	月別集計 違法件数（相談項目別）
資料－8	2020年3月	違法件数（業種別）

85人から寄せられた125件の相談中、違法と判断される項目は56件となっています。違法率は44.8%です。

#### 【項目別違法件数の分布】

項目	違法件数	違法率	全相談件数
労働契約関係	23件	58.9%	39件
賃金関係	12件	52.1%	23件
労働時間関係	8件	40.0%	20件
雇用関係	8件	50.0%	16件
安全衛生	2件	28.5%	7件
退職関係	1件	14.2%	7件
差別等	1件	25.0%	4件
保険・税関係	1件	33.3%	3件
その他（経営問題・労務管理）	0件	00.0%	4件
労働組合関係	0件	00.0%	2件
<b>総 数</b>	<b>56件</b>	<b>44.8%</b>	<b>125件</b>

「労働契約関係」に関する相談に違法内容が多く含まれ、違法件数・違法率ともに群を抜いています。業種では「社会福祉・介護業」、「その他サービス業」、「宿泊・娯楽業」、「卸・小売・飲食店」及び「建設・設計・重機業」が高い数値を示しています。就業規則の不利益変更（所定労働時間延長・休日数減）・雇用契約不履行（契約賃金の不払い・契約期間中の雇止め）が多く見られます。違反相談の大半が、この就業規則・雇用契約に関する相談から派生しています。雇用形態別で検証するとパート・アルバイトから寄

せられる相談では約8割、契約社員の相談では約5割、正社員の相談では約3割が違法な処遇についての相談となっています。

## 2. 2020年3月の雇用情勢

3月は新年度へ向けて契約が更新される月であり雇用継続に関する相談が多くなります。有効求人倍は、1月・2月共に前年を下回ったとはいえ未だに1.09倍を維持しており軽作業を除く全ての業種では人手不足状態にあります。特に、「社会福祉・介護業」、「その他サービス業」、「宿泊・娯楽業」、「卸・小売・飲食店」及び「建設・設計・重機業」では人手不足状態が高い数値を以って示されています。

ただ、相談の違反率の高さもこの5業種が群を抜いて高いことから、人手不足の原因には業況拡大・業績好調を要因としたものは少なく、定着率の低さが大きく影響していると考えられます。

「宿泊・娯楽業」及び「卸・小売・飲食店」では、人手不足を原因とする長時間労働の強要（ワンオペ等）や有給休暇の取得妨害の相談が多数であったところ、新型コロナウイルス感染症が報じられてからは、業務縮小・業績不振を理由とする雇用契約の事実上の打ち切り・雇い止めが目立ち始めています。事業者の対応は何れに対しても法律違反として罰せられる内容であり、改めて労務管理の未熟さが危機に際して傷口を大きくすることの証となっています。

「社会福祉・介護業」では新型コロナウイルス感染症への脅威がむしろ業務多忙を誘引しています。そのため、恒常的な人手不足が更に悪化し、その中で業務対応を労働者に強いる手段として就業規則の一方的不利益変更や雇用契約内容の不履行が用いられています。

変形労働時間の導入・公休削減・所定労働時間延長等が強引に決められ、雇用契約で確認した業務以外に別の業務の担当も強いられる（契約外業務の強要）等の相談が実例として挙げられます。

今年4月から同一労働同一賃金がスタートします。本来、企業が生産性向上のために、国の審議会に自らの意向を押し込んで作成したもので、2021年4月からは全ての事業所で実施されます。この3月の相談状況を見れば、この取り組みが適法・適宜になされるのか大変不安に駆られます。従業員代表を会社主導で選出し、有給休暇取得者に不利益を与え、長時間労働を強要して労災を誘発する等、旧態依然のお粗末な労務管理に打つ手なしというのでは、「働き方改革推進」など「空念仏」にしかありません。

労働者を守るのは労働者自身であり、隣人たる労働者です。労働者間の自助・共助・学習で労働環境を改善していきましょう。

以 上